

「滋賀県犯罪被害者等支援条例要綱案」に対して提出された 意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方について

1. 県民政策コメントの実施結果

平成29年11月27日(月)から平成29年12月26日(火)までの間、滋賀県民政策コメント制度に関する要綱(平成12年滋賀県告示第236号)に基づき、「滋賀県犯罪被害者等支援条例」についての意見・情報の募集を行った結果、5名の方から、5件の意見・情報が寄せられました。

これらの意見等に対する滋賀県の考え方は、次のとおりです。

なお、取りまとめにあたり、提出された意見・情報の一部は、その主旨を損なわない範囲で要約したものとなっています。

2. 提出された意見・情報

5件

3. 県民政策コメントで提出された意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方

番号	提出された意見の要旨	滋賀県の考え方
1	<p>要綱案の2(5)支援従事者について、要綱案8では、民間支援センターの支援担当者から二次的被害を受けているかのような誤解が生じるのではないかと懸念しています。</p> <p>民間支援センターの支援担当者等につきましては、常にスキルアップのための研修会や指導教養を徹底し、二次的被害の絶無に勤めていますので、次のように条文を修正されるようお願いします。</p> <p>第2条第5号 公的機関をはじめとする犯罪被害者等支援に携わるすべての者をいう。</p>	<p>2(5)の支援従事者には、犯罪被害者等支援に関連する業務に従事する者全てが含まれております。</p> <p>具体的には、県、県警察および市町の職員、民間支援団体の相談員のほか、犯罪被害者等からの相談を受ける事業者等の職員も含まれています。</p> <p>幅広に定義をしているものであり、ご意見のような誤解はないものと考えているため、原案どおりとします。</p>
2	<p>心の傷は大きく、そこから一步前へ進むにはきっかけが必要になると思います。</p> <p>資格のある人が寄り添うことも大事ですが、普通の生活の中にもそういうタイミングはあるはずです。お節介おじさん、おばさんであったり、無邪気な子どもたちや、小さい幼児の場合もあるでしょう。</p> <p>その人にあった方法を見つけるのは至難ですが、見捨てることなく見守っていきたいと思います。</p>	<p>県民みんなで犯罪被害者等の心に寄り添った支援を行うことが必要と考えており、条例要綱案には県や民間支援団体のほか、県民や事業者等の責務も定めております。</p> <p>犯罪被害者等が再び平穏な生活ができるよう、ご協力をお願いいたします。</p>

番号	提出された意見の要旨	滋賀県の考え方
3	<p>滋賀県では、性暴力被害者に対する総合的なケアのため、官民による連携の下「性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖SATOCO」に取り組んでいるところである。</p> <p>SATOCOの相談件数は年々増加しており、性暴力被害者支援のニーズは大きく、より一層性暴力被害者に対する支援体制の充実が必要であるが、性暴力被害者の支援に関する対策は盛り込まれているのか。</p> <p>要綱案では10 総合的支援体制の整備（第10条関係）（2）の中に「…それぞれの犯罪等による被害者の特性を踏まえ、…」の文章があるに過ぎない。「それぞれの犯罪等」はあまりに抽象的であり、県民の犯罪に対する意識が曖昧になりかねない。</p> <p>そこで、具体的に犯罪名を犯罪白書にのっとり、刑法犯罪、交通犯罪、財政経済犯罪等の如く数個羅列し、その中に性犯罪の言葉を記すことを望む。</p>	<p>支援の対象者には、性犯罪被害者も含まれますが、本条例要綱案は様々な犯罪における被害者等の支援について定めるもので、特定の犯罪に特化したものではないことから、犯罪種別等を記載せず、「それぞれの犯罪等」という表現としたものであり、原案どおりとします。</p> <p>推進計画には具体的な施策を盛り込むことから、性暴力被害者の支援については、計画での記載を検討いたします。</p>
4	<p>要綱案10（2）の文言はこれでよいのですが、平成28年度の相談件数を見ますと、1,471件となっており、これだけ多くの件数の支援計画等を作成・連絡するのに、何人のコーディネーターを置くのかということがないと、難しいのではないかと感じます。</p> <p>支援計画の作成と関係行政機関との連絡調整となると、県・市町の誰と連絡・調整するのかということが明記されないと、切れ目のない支援ができかねるのではないかと思います。</p>	<p>支援計画は、多くの機関との連携が必要な事案について作成するもので、年間数十件の見込ではありますが、犯罪被害者等支援コーディネーターの設置にあたっては、ご意見も参考にさせていただきます。</p> <p>県・市町をはじめとした関係行政機関等の間での連絡調整は、11に記載のとおり「滋賀県犯罪被害者等支援推進協議会」を設置し、より円滑にしたいと考えています。</p>
5	<p>犯罪被害者等支援の中核である民間支援団体の安定運営のためには、滋賀県においても他府県と同様の財政支援体制の確立が急務であるため、13に以下の条文の追加の検討をお願いしたい。</p> <p>「(3) 県は、民間支援団体に対する県内の各市町の助成その他の支援について、必要な調整をおこなうこととします。」</p>	<p>地方分権一括法の施行（H12.4）により、県と市町との関係は対等・協力の関係とされたことから、県の条例において、市町の施策の方向性を示す条項を設けることはできないものと考えており、原案どおりとします。</p> <p>なお、4(3)に「…市町が犯罪被害者等支援に関する施策を策定し、および実施しようとするときは、必要な情報の提供又は連絡調整を行う…」こととしており、必要があれば連絡調整を行うこととしています。</p>